

小笠原村  
新型インフルエンザ等  
対策行動計画

平成27年3月制定

令和8年6月改定

小笠原村

## 目次

はじめに	4
第1部 基本的な考え方	
第1章 総論	6
第1節 計画の基本的考え方	6
第2節 対策の目的	7
第3節 対策実施における留意点	8
第2章 役割分担及び実施体制	9
第1節 基本的な責務	9
第2節 村の実施体制	11
第3章 発生段階等の考え方	14
第1節 発生段階の考え方	14
第2節 各段階の概要	14
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組み	
第1章 実施体制	16
第1節 準備期	16
第2節 初動期	16
第3節 対応期	17
第2章 情報提供、共有、リスクコミュニケーション	18
第1節 準備期	18
第2節 初動期	19
第3節 対応期	20
第3章 まん延防止	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	21
第4章 ワクチン	22
第1節 準備期	22
第2節 初動期	25
第3節 対応期	28
第5章 保健	31
第3節 対応期	31

第6章 物資	31
第1節 準備期	31
第7章 村民の生活及び地域経済の安定の確保	31
第1節 準備期	31
第2節 初動期	32
第3節 対応期	32

## 1. はじめに

### (1) 本計画の改定の目的

従来のインフルエンザとその感染力や毒性の異なる新型ウイルスの出現を踏まえ、そのまん延により大きな社会的影響を及ぼす可能性がある感染症対策のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が制定された。

小笠原村新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「村行動計画」という。）は、平成 25 年 4 月に特措法が施行され、政府ならびに東京都（以下「都」という。）の行動計画が策定されたことを踏まえ、特措法第 8 条の規定に基づき、平成 27 年 3 月に策定された。

村行動計画の策定以降、幸いにして新型インフルエンザの流行が小笠原村（以下「村」という。）に大きな影響を及ぼすことはなかったが、令和 2 年 1 月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。

この未曾有の感染症危機において、村は、医療資源に限りのある超遠隔離島として、国、都はもとより、国立国際医療研究センター（現「国立健康危機管理研究機構 国立国際医療センター」）、小笠原海運株式会社をはじめとする関係機関等と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、村民、事業者、医療従事者等の尽力により、一丸となって幾多の感染の波を乗り越えてきた。

今般の村行動計画の改定は、特措法をはじめとした法改正等に適切に対応するとともに、新型コロナとの闘いを経て得られた知見や経験を踏まえ、いつまた現れるとも知れない新たな感染症にも適切に対応し、日常を維持する村の実現を目指すものである。

村行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に、必要な対策を実施していく。

### (2) 村行動計画の改定の概要

令和 6 年 7 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が、令和 7 年 5 月に東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）が、それぞれ抜本的な改定が行われたことを踏まえ、今般、村行動計画も抜本改定を行うものである。

対象とする疾患についても新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととしたうえで、記載を「準備期」「初動期」「対応期」の 3 期に分け、特に準備期の取り組みに重点を置いている。

また、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で課題となった項

目を独立させるなど、対策項目を従来の4項目から7項目に拡充し、対策の充実を図る。

感染の流行が長期化する可能性を踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン、治療薬の開発・実用化に応じた対策の順応についても明確化を図る。

さらに、感染症にかかる緊急事態に際し、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、村の初動対応を明確化する。

## 第1部 基本的な考え方

### 第1章 総論

#### 第1節 行動計画の基本的考え方

##### (1) 根拠及び村の計画等との位置づけ

村行動計画は、特措法第8条に基づき策定する。

なお、本行動計画は、東京都感染症予防計画及び東京都保健医療計画との整合性の確保を図るものとする。

##### (2) 対象とする感染症

ア 感染症法第6条第7項に規定する 新型インフルエンザ等感染症（以下、「新型インフルエンザ等」という。）

イ 感染症法第6条8項に規定する指定感染症（当該疾病に罹患した場合の症状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延の恐れがあるもの）

ウ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）

##### (3) 村行動計画の考え方

① 村行動計画は、政府行動計画・都行動計画に基づき、村における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針と具体的な対策を示すとともに、新型インフルエンザ等や新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱、流行の緩急等の様々な状況下での対応ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

② 国、都、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び村民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図る。

③ 村の地理的な特徴、医療提供体制、本土との交通経路、村民および来島者の往来等の状況を考慮しつつ、各種の対策を総合的、効果的に組み合わせ、バランスの取れた対策を目指す。

④ 新型インフルエンザ等への対策を示すとともに、新型コロナ対応で積み重ねた知見と経験を、関係機関や村民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

##### (4) 計画の推進

① 村本行動計画には、国及び都の動向を踏まえ、最新の科学的な知見を取り入れていく。

② 新型インフルエンザ等の発生に備え、村、関係機関、村民等と、平時から研修や訓練、啓発周知を通じ、発生時の対応能力を高め、機動的に計画を検討し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

## (5) 計画の改定

計画を検証し、必要に応じて計画の改定を行う。なお、計画の改定の際には、感染症に関する専門的な知識を有する者等から意見を聴き、改定を行う。

## 第2節 対策の目的

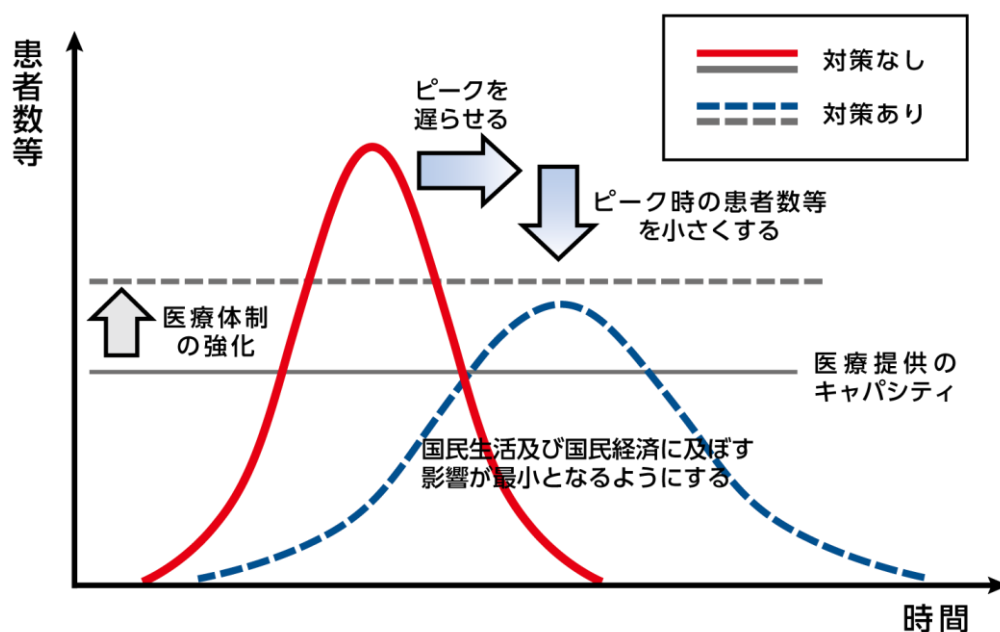
新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン確保等のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図り、患者数が医療提供体制の限界を超えないよう配慮し、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

ウ 適切な医療等の提供により、重症患者数や死亡者数を減らす。



出典：政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

(2) 村民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による村民生活及び経済活動への影響を軽減し、安定を確保する。

イ 地域での感染対策等を通し、欠勤者等の数を減らす。

ウ 業務継続計画の適切な見直しと実施等により、医療の提供業務をはじめ、村民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 第3節 対策実施上の留意点

国、都及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生したときに、特措法その他の法令、国や都が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、村内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

#### （1）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、不要不急の外出の自粛、学校・その他公共施設等への使用制限の要請等を行うに当たって、村民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものでなければならないことに留意する。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、村民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### （2）危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度やワクチンや治療薬等の対策の有効性などにより、まん延防止等重点措置や新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

#### （3）関係機関相互の連携・協力の確保

小笠原村新型インフルエンザ等対策本部（以下「村対策本部」という。）は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。村対策本部長は必要があると認める場合は、都対策本部長に対し、新型インフルエンザ対策に関する総合調整を行うように要請する。

#### （4）記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、村対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し公表する。

## 第2章 役割分担及び実施体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、村、医療機関・薬局、事業者、村民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、村民生活及び経済活動を維持しなければならない。

新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力して、それぞれの役割を果たすことが求められる。

### 第1節 基本的な責務

#### (1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方法を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として、速やかに進める。

#### (2) 都

平時に都行動計画に基づき実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

### (3) 村

平時には、村行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

発生時には、感染拡大の抑制、村民への予防接種や生活支援など、行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、村内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

### (4) 医療機関

平時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

### (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、国、都及び村と相互に連携協力し、村民生活が維持できるよう村民生活及び経済活動維持のための業務を継続する。

### (6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、村等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

### (7) 一般の事業者

平時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や村等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者に対しては、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど、感染防止のための措置の徹底に努める。

### (8) 村民

平時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザ、新型コロナ対策としても実

施されている換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の個人でも可能な基本的な感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、都や村からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

## 第2節 村の実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の村民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、危機管理の問題として取り組む必要がある。

村においては、新型インフルエンザ等の発生前から、全庁一体となった取組みを推進するとともに、国、都ほか関係機関と相互の連携を強化する。

### (1) 村対策本部の設置

新型インフルエンザ等が発生し政府対策本部及び都対策本部が設置された場合、村は必要に応じ、特措法に基づかない任意の村対策本部を設置することとし、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合、任意で設置した村対策本部を特措法に基づく村対策本部に移行する。

なお、任意で設置する村対策本部については、特措法、小笠原村新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月18日条例第9号）に準じ設置するものとする。

村対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

### (2) 村対策本部の廃止

特措法に基づく村対策本部は、政府対策本部長による緊急事態解除宣言がされたときは速やかに廃止する。

ただし、必要に応じ、特措法に基づかない任意の村対策本部に移行することとする。

### (3) 村対策本部の構成

#### ア 組織及び職員

- ・本部長は村長をもって充て、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・副本部長は副村長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・本部員は、村の職員及び小笠原村消防団長又はその指名する消防団員をもって充てる。

イ 村対策本部会議

本部長は必要に応じ、本部の会議を招集する。

(4) 村対策本部の事務分掌

部の名称	部の分掌事務
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報及び広聴に関する事</li> <li>2 報道機関への対応に関する事</li> <li>3 交通機関との連絡調整に関する事</li> <li>4 情報システムの維持に関する事</li> <li>5 自治会等との連絡調整に関する事</li> <li>6 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事</li> <li>7 新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関する事</li> <li>8 新型インフルエンザ等対策本部の設置及び運営に関する事</li> <li>9 本部の庶務に関する事</li> <li>10 本部職員の動員に関する事</li> <li>11 各部の連絡調整に関する事</li> <li>12 国、東京都、他自治体、関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>13 情報の収集及び提供に関する事</li> <li>14 新型インフルエンザ等に必要の対策の総合調整に関する事</li> <li>15 不要不急の外出の自粛、社会機能維持に必要な事業以外の事業活動の自粛、集会等の自粛及び施設の使用制限に関する事</li> <li>16 他の部に属さない事</li> <li>17 他の部の応援に関する事</li> </ol>
財政部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 村所有の車両の調達及び配車に関する事</li> <li>2 新型インフルエンザ等対策の予算に関する事</li> <li>3 新型インフルエンザ等対策に必要な契約に関する事</li> <li>4 新型インフルエンザ等対策に必要な現金及び物品の出納に関する事</li> <li>5 他の部署の応援に関する事</li> </ol>
村民部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 埋火葬の許可等、各種届出に関する事</li> <li>2 火葬場の運営の維持に関する事</li> <li>3 遺体の収容及び埋葬・火葬に関する事</li> <li>4 外国人に関する支援に関する事</li> <li>5 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事</li> <li>6 職員の予防接種（特定接種）の実施に関する事。</li> <li>7 村民からの相談に関する事</li> <li>8 村民に対する予防接種の実施に関する事</li> <li>9 要配慮者への支援に関する事</li> <li>10 社会福祉施設における感染状況の把握に関する事</li> <li>11 他の部の応援に関する事</li> </ol>

医療部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の感染予防に関する事</li> <li>2 職員の予防接種（特定接種）の実施に関する事</li> <li>3 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事</li> <li>4 村民に対する予防接種の実施に関する事</li> <li>5 医療体制の確保に関する事</li> <li>6 社会福祉施設における感染状況の把握に関する事</li> <li>7 他の部の応援に関する事</li> </ol>
産業観光部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業者及び農林漁業者の対策に関する事</li> <li>2 家畜等に関する情報収集及び対策に関する事</li> <li>3 他の部の応援に関する事</li> </ol>
建設水道部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 簡易水道機能の維持に関する事</li> <li>2 下水道機能の維持に関する事</li> <li>3 他の部の応援に関する事</li> </ol>
環境部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ごみ処理の維持に関する事</li> <li>2 ごみの排出抑制に関する事</li> <li>3 野生鳥獣の監視に関する事</li> <li>4 他の部の応援に関する事</li> </ol>
教育部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化、スポーツ施設の感染予防に関する事</li> <li>2 小中学校との連絡調整に関する事</li> <li>3 他の部の応援に関する事</li> </ol>
母島支所部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の指示、命令に関する事</li> <li>2 本部との連絡調整に関する事</li> <li>3 母島支所所管内における各部の業務に関する事</li> <li>4 他の部の応援に関する事</li> </ol>
各部共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の防疫に関する事</li> </ol>

※ 議会事務局は総務部に含む。

※ 出納課は財政部に含む。

## 第3章 発生段階等の考え方

### 第1節 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画・都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

### 第2節 各段階の概要

#### （1）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、村民に対する啓発や村・企業による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

#### （2）初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

#### （3）対応期（B,C-1,C-2,D）

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- 封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

< 発生段階及び各段階の概要 >

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	—	発生前の段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、村民に対する啓発や村・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。</li> </ul>
	A	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</li> </ul>
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府対策本部の設置後、村内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。</li> </ul>
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえてリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</li> </ul>
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。</li> </ul>
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。</li> </ul>

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### 1-1. 実践的な訓練の実施

村は、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（総務部・関係各部）

##### 1-2. 行動計画等の作成や体制整備・強化

- (1) 村は、関係法令、政府行動計画及び都行動計画等の改正、その他社会動向等を勘案し、必要に応じ行動計画を改正する。村は、改正する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。（総務部・村民部・医療部）
- (2) 村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、必要に応じ業務継続計画を見直し、改正する。（総務部・関係各部）
- (3) 村は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。（総務部）

##### 1-3. 国、都、および地方公共機関等の連携の強化

- (1) 国、都、村及び指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（総務部・村民部・医療部）
- (2) 国、都、村及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。（総務部・村民部・医療部）

#### 第2節 初動期

##### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 国が政府対策本部を設置した場合や都が都対策本部を設置した場合において、村は、必要に応じて対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（総務部）
- (2) 村は、必要に応じて1（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（総務部）

##### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

村は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。（財政部）

### 第3節 対応期

#### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

村は、政府対策本部が設置された際は、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応（総務部）

(1) 村は、新型インフルエンザ等のまん延により小笠原村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

(2) 村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める。

##### 3-1-2. 必要な財政上の措置（財政部）

村は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

#### 3-2. 緊急事態措置の対応等について（総務部）

##### 3-2-1. 緊急事態宣言の手續

村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに村対策本部を設置する。

村は、村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

#### 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制（総務部）

##### 3-3-1. 村対策本部の廃止

村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく村対策本部を廃止する。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における村民等への情報提供・共有

##### 1-1-1. 村における情報提供・共有について

###### (1) 全般

村は、平時から国、都等と連携し、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、村民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。（総務部）

これらの取組等を通じ、村による情報提供・共有が有用な情報源として、村民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が、社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

###### (2) 高リスク施設への対応

保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、村の村民課、教育委員会、医療課、村内の社会福祉法人等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供と共有を行う。また、保育や学校教育の現場を始め、子どもならびに保護者に対し分かりやすい情報提供・共有を行う。

（総務部・村民部・医療部・教育部）

###### (3) 偏見・差別に関する啓発

情報の発信にあたっては、感染症は誰しも感染する可能性のあるものであり、感染者やその家族、関係者、ならびに医療従事者やその家族、医療機関等に対する偏見、差別等は許されるものではなく、法的な責任を伴い得ることや、患者や体調不良者が受診行動を控えてしまう等、地域社会全体の感染症対策の妨げにもなること、医療従事者が偏見、差別を受けず安心して働くことの出来る地域づくりが大切であることの啓発に努める。

（関係各部）

##### 1-1-2. 村と都の間における感染状況等の情報提供・共有について

村は、村民にとって最も身近な行政主体として、村民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や村民からの相談対応等を実施するため、村は都の関係部署と連携し、相互の保有する感染状況等の情報の円滑な共有に努める。（総務部・村民部・医療部）

##### 1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

村は、国からの要請を受けて、相談窓口を設置する準備を進める。

(総務部・村民部・医療部)

## 第2節 初動期

### 2-1. 情報提供・共有について

#### 2-1-1. 村における情報提供・共有について

##### (1) 全般

村は、国、都、および国立健康危機管理研究機構等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや、理由（どのような科学的知見等を考慮して、どのように判断がなされたのか、等）、対策の実施主体等、実施時期等を明確にしなが、村民等に対し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

村は、村民等が情報を受け取る手段やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用する。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、具体的な行動につながる啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを发出するよう努める。

また、村民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、障害者、子ども等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（総務部）

##### (2) 偏見・差別に関する啓発

情報の発信にあたっては、感染症は誰しも感染する可能性のあるものであり、感染者やその家族、関係者、ならびに医療従事者やその家族、医療機関等に対する偏見、差別等は許されるものではなく、法的な責任を伴い得ることや、患者や体調不良者が受診行動を控えてしまう等、地域社会全体の感染症対策の妨げにもなること、医療従事者が偏見、差別を受けず安心して働くことの出来る地域づくりが大切であることの啓発に努める。

（関係各部）

#### 2-1-2. 村と都の間における感染状況等の情報提供・共有について

村は、住民にとって最も身近な行政主体として、村民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や村民からの相談対応等を実施するため、村は都の関係部署と連携し、相互の保有する感染状況等の情報の円滑な共有に努める。（総務部・村民部・医療部）

### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

村は、国からの要請を受けて、相談窓口を設置する。（総務部・村民部・医療部）

### 第3節 対応期

#### 3-1. 情報提供・共有について

##### 3-1-1. 村における情報提供・共有について

###### (1) 全般

村は、国、都、および国立健康危機管理研究機構等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや、理由（どのような科学的知見等を考慮して、どのように判断がなされたのか、等）、対策の実施主体等、実施時期等を明確にしながら、村民等に対し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

村は、村民等が情報を受け取る手段やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用する。（総務部）

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、具体的な行動につながる啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを发出するよう努める。

また、村民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、障害者、子ども等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

###### (2) 偏見・差別に関する啓発

情報の発信にあたっては、感染症は誰しも感染する可能性のあるものであり、感染者やその家族、関係者、ならびに医療従事者やその家族、医療機関等に対する偏見、差別等は許されるものではなく、法的な責任を伴い得ることや、患者や体調不良者が受診行動を控えてしまう等、地域社会全体の感染症対策の妨げにもなること、医療従事者が偏見、差別を受けず安心して働くことの出来る地域づくりが大切であることの啓発に努める。

（関係各部）

##### 3-1-2. 村と都の間における感染状況等の情報提供・共有について

村は、住民にとって最も身近な行政主体として、村民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や村民からの相談対応等を実施するため、村は都の関係部署と連携し、相互の保有する感染状況等の情報の円滑な共有に努める。（総務部・村民部・医療部）

#### 3-2. 基本的方針

##### 3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

(1) 村は、感染症対策を円滑に進めていく上で、村民、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向、相談窓口等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受け取り手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基

づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(総務部)

(2) 村は、相談窓口の体制を強化する。また、相談窓口や村各部署に寄せられた相談事項等から、村民や事業者等の関心事項等を整理し、村各部署、都等関係機関に共有し、以降の情報提供・共有する内容に反映する。(総務部・村民部・医療部)

### 第3章 まん延防止

#### 第1節 準備期

##### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

村は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談窓口に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(村民部・医療部)

#### 第2節 初動期

##### 2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

村は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(関係各部)

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期（村民部・医療部）

#### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材

村は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要なとなる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品（※接種会場用） <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>血圧計等</li> <li><input type="checkbox"/>静脈路確保用品</li> <li><input type="checkbox"/>輸液セット</li> <li><input type="checkbox"/>生理食塩水</li> <li><input type="checkbox"/>各種薬剤（アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤の薬液 等</li> </ul>	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> パーテーション <input type="checkbox"/> モニターまたはプロジェクター一式 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

#### 1-2. ワクチンの供給体制

村は、実際にワクチンを供給するに当たっては、国が登録事業者の登録をするにあたり必要な協力を行うものとし、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録に備えるため随時事業者の把握をするものとする。

村は、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた父島および母島の分配量を事前に想定しておくものとする。

#### 1-3. 接種体制の構築

##### 1-3-1. 接種体制

村は、都と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の 構

築に必要な訓練を平時から行う。

### 1-3-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村の職員については、村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築に努める。

村は、国からの要請を受けて、国民生活・国民経済安定分野に係る特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

特定接種の対象については、村が対象者を把握し、国宛てに人数を報告する。

### 1-3-3. 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 村は、国等の協力を得ながら、村内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 村は、住民接種については、国及び都の協力を得ながら、希望する村民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

i 接種対象者数

ii 村の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保（医療機関、学校、その他施設等）及び運営方法の策定

v 接種に必要な資材等の確保

vi 国、都及び医師会等の関係団体、必要に応じ他市町村への連絡体制の構築

vii 接種に関する村民への周知方法の策定

b 村は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、村または都の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

項目		人数 (人)	対象者試算方法
総人口	A	2,461	住民登録者数
基礎疾患のある者	B	172	Aの7%
妊婦	C	18	母子健康手帳届出数
幼児	D	112	住民登録者数 (1～6歳未満)
乳児	E	19	住民登録者数 (1歳未満)
乳児保護者	F	38	$E \times 2$
小学生・中学生・ 高校生相当	G	278	住民登録者数 (6歳～18歳未満)
高齢者	H	415	住民登録者数 (65歳以上)
成人	I	1,409	$A - (B+C+D+E+F+G+H)$

- 令和8年1月1日現在の統計を元に試算
- 乳児(1歳未満の者)で接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算

c 村は、医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、村は、個別接種、集団的接種双方の場合を想定して、医師会の他関係機関等の協力を得て、接種体制が構築できるよう、事前に連携体制を整えるよう努める。

d 村は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

(イ) 村は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する小笠原村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 村は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### 1-4. 情報提供・共有

##### 1-4-1. 住民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割

が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、村は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。

#### 1-4-2. 村における対応

村は、定期の予防接種の実施主体として、都の支援、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び村民への情報提供等を行う。

#### 1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携

村の衛生部局である医療課は、予防接種施策の推進にあたり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には村労働部局（総務課）、介護保険部局、障害保健福祉部局（村民課）等との連携及び協力を強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であるため、医療課は、小笠原村教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を小笠原村教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

## 第2節 初動期（村民部・医療部）

### 2-1. 接種体制

#### 2-1-1. 接種体制の構築

村は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

### 2-2. ワクチンの接種に必要な資材

村は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

### 2-3. 特定接種及び住民接種に係る接種体制

#### 2-3-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、都及び村は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。

#### 2-3-2. 住民接種

- ① 村は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民

基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署である村民課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、都の保護施設担当部局及び福祉事務所、村介護保険部局、障害保健福祉部局である村民課と衛生部局である医療課が連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、相談窓口、データ入力等、外部委託できる業務については、外部委託、会計年度任用職員の雇用等、職員の業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、村は医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 村は、接種実施医療機関となる小笠原村診療所および母島診療所の診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制の確保に努めるほか、必要に応じ、地域福祉センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても検討、協議を行う。
- ⑥ 村は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、村又は都の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 村は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。
- ⑧ 村は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。

また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定するものとし、具体的な医療従事者等の数については、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや、接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は、可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当すること等を考慮する。

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処

置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、適切な連携体制を確保すること。

接種会場において必要な物品については、原則として全て村が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ検討、協議を行う。また、村が独自で調達する場合においては、あらかじめその方法を関係機関と協議するものとし、併せて取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品（※接種会場用） <input type="checkbox"/> 血圧計等 <input type="checkbox"/> 静脈路確保用品 <input type="checkbox"/> 輸液セット <input type="checkbox"/> 生理食塩水 <input type="checkbox"/> 各種薬剤（アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤の薬液 等）	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	<b>【文房具類】</b> <input type="checkbox"/> ボールペン <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	<b>【会場設営物品】</b> <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> パーテーション <input type="checkbox"/> モニターまたはプロジェクター一式 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守し、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

### 第3節 対応期（村民部・医療部）

#### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 村は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第4章第1節1-2を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、父島並びに母島でのワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 村は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、村に割り当てられた量の範囲内で、父島ならびに母島での接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 村は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④ 村は、国からの要請を受けて、ワクチンの接種に必要な資材の供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

#### 3-2. 接種体制

村は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

##### 3-2-1. 特定接種

###### 3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、村は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

### 3-2-2. 住民接種

#### 3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 村は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に村において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 村は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 村は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 村は、発熱等の症状を呈している等、予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう、広報等により周知する、
- ⑤ 村は、接種会場における感染予防のため、接種会場内での掲示等により注意喚起を行う。
- ⑥ 村は、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮し、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑦ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者の接種は、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種等の方法を検討する。
- ⑧ 村は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医療課、村民課にて協議のうえ、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 村は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 村が行う接種勧奨については、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 村は、接種会場や接種開始日等について、村民だより、村掲示板、および村HPを活用して周知することとする。

#### 3-2-2-3. 接種体制の拡充

村は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、小笠原村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-4. 接種記録の管理

国、都及び村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が準備期に整備したワクチンの分配に係るシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

#### 3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は村となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた村とする。
- ③ 村は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

#### 3-4. 情報提供・共有

- ① 村は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 村は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、村は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

##### 3-4-1. 特定接種に係る対応

村は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

##### 3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 村は、実施主体として、村民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施

と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

- d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

これらを踏まえ、村は、広報にあたって次のような点に留意する。

- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
- c 接種の時期、方法など、村民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

## 第5章 保健

### 第3節 対応期

#### 3-1. 主な対応業務の実施（村民部・医療部）

##### 3-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 村は、都が実施する健康観察に協力する。
- ② 村は、都から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、都が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等（医療部）

- ① 村は、村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。  
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 村は、国及び都からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある医療従事者および医療課職員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

## 第7章 村民の生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 1-1. 情報共有体制の整備

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（総務部）

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（財政部）

#### 1-3. 物資及び資材の備蓄（総務部・医療部）

- ① 村は、村行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 村は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

村は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（村民部）

#### 1-5. 火葬体制の構築

村は、都の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。（村民部）

### 第2節 初動期

#### 2-1. 遺体の火葬・安置

村は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（村民部）

### 第3節 対応期

#### 3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタル

ヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（村民部）

### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

村は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（村民部）

### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限 やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育部）

### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等（総務部）

- ① 村は、村民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、村民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、村民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、村行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等（村民部）

- ① 村は、都を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 村は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 村は、都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 村は、都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限

界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するとともに、遺体の保存作業のために必要となる人員等の確保に努める。

- ⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、村は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、国が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1. 事業者に対する支援

村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(財政部)

#### 3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である小笠原村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

(建設水道部)